

Ⅱ 監査の結果

各種の事務、事業はおおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので今後の事務処理にあたっては十分留意されたい。

以下若干の意見を付しその概要を記述する。

(1) 厚生課職員の配置状況は、次のとおりである。

区分	職名	課長	係長	主事	主事補	作業員	計
厚生課		1人	4人	19人	1人	6人	31人
	厚生係	—	1	4	—	—	5
	保育係	—	1	2	—	—	3
	すみれ保育園	—	1	6	1	3	11
	つくし保育園	—	1	7	—	3	11

(2) 予算の執行状況について

予算は、その目的に従い適正に執行されていると認められるが、歳入において保育所児童措置費国庫負担金外3件の過年度収入は、前年度分の精算金であるが毎年度のことであるから「過年度収入」の予算科目を設けておくようにされたい。

(3) 老人の医療事務について

老人医療費給付者台帳その他の書類も整備されており概ね良好と認められた。

医療費の助成をうけた対象者は、1,382人で1人あたり67,944円であった。

(4) 事務事業の委託について

福生市社会福祉協議会（以下「社協」）に委託している学童保育事業、

生活資金貸付業務及びボランティア活動推進事業の委託契約において昭和57年3月31日つまり会計年度末日に委託料の変更がなされていた。

内容は人件費の改訂がその理由であるがこの種のものは事前に判っていると思われるので、これからは時間的余裕を持って事務処理されたい。

又、人件費の改訂を委託契約の条項の中へ具体的に明示されたい。

次に生活資金貸付事業は社協に運営を委託しているが、その資金は、市から社協に貸付した5,000千円と償還金で運用され制度発足して244人が利用しているとのことである。

昭和50年公益質屋廃止にともない、これに代るべき施策として開設されたもので昭和56年度末の貸付総額は15,790千円で未償還額は4,829千円と30.6%の未償還率である。この未償還額は、次表のように制度発足当時からの累計でこの中には行先不明等の理由で約700千円が回収不能との説明があり、更に貸付状況或は、返済状況の説明をうけた後、担当課に次の事項について指導するよう要望した。

イ 貸付金は、公金であることの認識を深め得るよう指導すること。

ロ 未償還者には時期を失せず督促すること。

ハ 未償還者の連帯保証人に対し、連絡、通知をし貸付金の償還について協力を依頼すること。

生活資金貸付状況

(単位 千円)

(昭和57.3.31)

年度	貸 付		全額償還		一 部 償 還			全額未償還		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	償 還	未償還	件数	金 額	償 還	未償還
50	60	2,605.0	49	2,120.0	9	155.5	249.5	2	80.0	2,275.5	329.5
51	41	1,665.0	33	1,385.0	7	77.0	153.0	1	50.0	1,462.0	203.0
52	23	1,330.0	15	785.0	5	148.5	186.5	3	210.0	933.5	396.5
53	38	2,925.0	29	2,305.0	6	257.0	193.0	3	170.0	2,562.0	363.0
54	29	2,465.0	19	1,485.0	7	174.0	506.0	3	300.0	1,659.0	806.0
55	37	3,510.0	14	1,280.0	17	579.0	1,101.0	6	550.0	1,859.0	1,651.0
56	16	1,290.0	0	0	6	210.0	340.0	10	740.0	210.0	1,080.0
計	244	15,790.0	159	9,360.0	57	1,601.0	2,729.0	28	2,100.0	10,961.0	4,829.0

(5) 敬老金支給事務について

対象者は807人で1人に付5,000円を支給し、居所不明者3人分が返戻精算してあり適正に処理されているものと認めた。

(6) れんげ作業所について

長い間の懸案であった心身障害者(児)のための生活実習施設「れんげ作業所」が国際障害者年に開設できたことは、まことに意義があるものと思われる。

作業所の事業運営は社協に委託し入所定数15名を常勤職員2名が作業訓練或は生活指導に当たっているが、開設して間もないことであり種々問題もあらうかと思われるが今後の活動に期待したい。

(7) 補助金交付団体について

次の各団体から提出のあった補助金等精算報告書を監査した結果、概ね

適切に処理されている。なお、事務の指導を要するものも見受けられたので、今後の交付事務に留意されたい。

離職者対策センター、遺族会、身体障害者福祉協議会及び西多摩傷痍軍人会はとくに指摘する事項はない。母子福祉会及び手をつなぐ親の会の精算の結果は、補助金よりも多い残額を生じているがこれは、事業で得た収入或は寄付金等が多かったためで、補助金はその交付目的に従い適正に事業を執行しているものと認めとくに指摘する事項はない。

団 体 名	決 算 額 (円)			補助金(円)
	歳 入	歳 出	差 引	
離職者対策センター	33,035,993	32,870,863	165,130	200,000
遺 族 会	579,871	464,775	115,096	200,000
忠霊塔奉祝祭行事費	180,000	173,900	6,100	180,000
母 子 福 祉 会	562,273	286,080	276,193	50,000
身体障害者福祉協議会	899,076	812,564	86,512	150,000
手をつなぐ親の会	1,661,475	1,132,888	528,587	50,000
西多摩傷痍軍人会	572,177	456,500	115,677	30,000

次に西多摩地区保護観察協会(以下「協会」)の負担金339,100円は、監査の結果直接西多摩地区保護司会(以下「保護司会」)に補助金として交付するのが適当と認められる。

協会は、西多摩地区内の9市町村長と保護司全員で組織し福生市長が会長で、事務局は、厚生課職員が兼務している。経費は、9市町村の負担金(次表)と寄付金その他であるが歳入決算額2,148千円の97.8%は負担金で占められている。一方歳出決算額2,100千円の96.7%が事業費で、それがそのまま保護司会に補助支出されている。協会の事業は、明る

い地域社会の発展又は、犯罪の予防を目的としているが、保護司会も同じ事業内容と思われるので、保護司会が公益上必要と認められる団体であれば直接補助金として交付するのが至当と思われる。しかし他の組織市町村との関係もあるので協議検討するよう要望する。

昭和56年度西多摩地区保護観察協会歳入歳出決算書

歳入

科 目	予算現額	収入済額	差引増減	説 明
分 担 金	2,101,200	2,101,200	0	青 梅 市 677,600
				福 生 市 339,100
				秋 川 市 290,500
				羽 村 町 284,300
				瑞 穂 町 144,100
				五日市町 160,900
				奥多摩町 85,100
				日の出町 83,000
				檜 原 村 36,600
寄 付 金 他	44,800	46,907	2,107	
合 計	2,146,000	2,148,107	2,107	

歳出

科 目	予算現額	支払済額	不 用 額	説 明
事 務 費	45,000	43,900	1,100	
会 議 費	50,000	25,180	24,820	
事 業 費	2,031,000	2,031,000	0	西多摩区保護司会助成金 1,241,000
				保護司活動助成金 590,000
				社明運動経費助成金 200,000
予 備 費	20,000	0	20,000	
合 計	2,146,000	2,100,080	45,920	

歳入歳出差引残高 48,027円 翌年度へ繰越

(共通指摘事項)

共通事項として補助金は、市民から徴収した税金その他貴重な財源でまかなうものであるからその使用は適正でなければならない。これを担保するため補助金交付規則には条件を付すことと定められているが監査の結果では補助条件が付されていなかった。目的に反して使用したときの処分、監査委員の監査に応ずる義務、その他必要な条件を補助指令に付すように留意されたい。

(8) 保育に関する事務について

社会福祉法人の設置する保育所に対する次の補助金の補助額、交付時期等適切に処理されていたものと認められる。

振 興 費 補 助 金 12,983,100円 延9,987人

予 算 執 行

歳入

款 項 目	予 算 現		
	予 算 額	繰越事業繰越財源充当額	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1 4 9,4 2 9,0 0 0	9 1,5 9 6,0 0 0	2
2. 負 担 金	1 4 4,1 1 8,0 0 0	9 1,5 9 6,0 0 0	2
1. 民 生 費 負 担 金	7 9,0 5 7,0 0 0	0	
9. 国 庫 支 出 金	1,8 4 7,2 0 5,0 0 0	5 8 4,8 1 7,0 0 0	2,4
1. 国 庫 負 担 金	6 7 5,6 3 0,0 0 0	0	6
1. 民 生 費 国 庫 負 担 金	6 4 6,1 8 1,0 0 0	0	6
2. 国 庫 補 助 金	1,1 5 2,7 0 1,0 0 0	5 8 4,8 1 7,0 0 0	1,7
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	7,5 0 0,0 0 0	0	
3. 委 託 金	1 8,8 7 4,0 0 0	0	
2. 民 生 費 委 託 金	1 7,8 5 3,0 0 0	0	
10. 都 支 出 金	5 9 6,3 1 5,0 0 0	0	5
1. 都 負 担 金	1 1 3,8 2 7,0 0 0	0	1
1. 民 生 費 都 負 担 金	1 1 3,2 6 1,0 0 0	0	1
2. 都 補 助 金	3 9 1,3 1 9,0 0 0	0	3
2. 民 生 費 都 補 助 金	1 4 8,6 7 8,0 0 0	0	1
3. 委 託 金	9 1,1 6 9,0 0 0	0	9
1. 総 務 費 委 託 金	7 0,3 1 6,0 0 0	0	7
2. 民 生 費 委 託 金	5,1 4 3,0 0 0	0	
15. 諸 収 入	7 5 6,5 3 1,0 0 0	0	7 5
3. 貸 付 金 元 利 収 入	2 8,0 0 0,0 0 0	0	2
1. シルバー人材センター高令者事業 団運営費一時貸付金元金収入	3,0 0 0,0 0 0	0	
5. 雑 入	5 4 5,0 1 6,0 0 0	0	5 4
1. 雑 入	5 4 5,0 1 6,0 0 0	0	5 4

給 食 費 補 助 金 4,3 9 4,2 8 0 円 延 9,9 8 7 人

期末援助費補助金 7,4 6 7,0 0 0 円 延 2 6 2 人

障害児加算補助金 9 6,0 0 0 円 延 1 6 人

建 設 費 補 助 金 4 4 5,0 0 0 円

(9) 市立保育園に関する事務について

イ 保育日誌は毎日記入されており、児童票及び児童出席簿も整理してあって概ね良好と認められる。

ロ 調理室の衛生管理は熱風消毒食器保管機が設置されるなど概ね良好と認められる。

ハ 一部の保育園で職員出勤簿の整理が未済であったが、その日のうちに整備されたい。

(10) 備品の管理状況について

備品の管理及び台帳の整備も概ね良好と認められるが、一部において台帳の記載が適切でないので指導されたい。

予 算 執 行 状 況 (一 般 会 計)

歳入

厚生課所管分 単位 (円)

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率 %		備 考
	予 算 額	繰越事業繰越財源充当額	計			予算対比	調定対比	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1 4 9,4 2 9,0 0 0	9 1,5 9 6,0 0 0	2 4 1,0 2 5,0 0 0	2 3 6,1 6 9,3 7 3	1 7 0,9 4 1,2 7 3	7 0.9	7 2.4	
2. 負 担 金	1 4 4,1 1 8,0 0 0	9 1,5 9 6,0 0 0	2 3 5,7 1 4,0 0 0	2 3 0,8 5 8,0 4 8	1 6 5,6 2 9,9 4 8	7 0.3	7 1.7	
1. 民 生 費 負 担 金	7 9,0 5 7,0 0 0	0	7 9,0 5 7,0 0 0	7 8,2 0 2,4 6 0	7 8,0 3 5,3 6 0	9 8.7	9 9.8	
9. 国 庫 支 出 金	1,8 4 7,2 0 5,0 0 0	5 8 4,8 1 7,0 0 0	2,4 3 2,0 2 2,0 0 0	2,4 2 3,7 6 4,7 7 3	2,1 2 3,7 6 4,7 7 3	8 7.3	8 7.6	
1. 国 庫 負 担 金	6 7 5,6 3 0,0 0 0	0	6 7 5,6 3 0,0 0 0	6 7 2,5 4 3,2 9 9	6 7 2,5 4 3,2 9 9	9 9.5	1 0 0.0	
1. 民生費国庫負担金	6 4 6,1 8 1,0 0 0	0	6 4 6,1 8 1,0 0 0	6 4 3,3 7 6,6 5 3	6 4 3,3 7 6,6 5 3	9 9.6	1 0 0.0	
2. 国 庫 補 助 金	1,1 5 2,7 0 1,0 0 0	5 8 4,8 1 7,0 0 0	1,7 3 7,5 1 8,0 0 0	1,7 3 1,3 1 4,5 0 1	1,4 3 1,3 1 4,5 0 1	8 2.4	8 2.7	
2. 民生費国庫補助金	7,5 0 0,0 0 0	0	7,5 0 0,0 0 0	7,5 0 0,0 0 0	7,5 0 0,0 0 0	1 0 0.0	1 0 0.0	
3. 委 託 金	1 8,8 7 4,0 0 0	0	1 8,8 7 4,0 0 0	1 9,9 0 6,9 7 3	1 9,9 0 6,9 7 3	1 0 5.5	1 0 0.0	
2. 民 生 費 委 託 金	1 7,8 5 3,0 0 0	0	1 7,8 5 3,0 0 0	1 8,8 7 9,5 1 7	1 8,8 7 9,5 1 7	1 0 5.7	1 0 0.0	
10. 都 支 出 金	5 9 6,3 1 5,0 0 0	0	5 9 6,3 1 5,0 0 0	5 9 8,2 3 9,9 3 5	5 9 8,2 3 9,9 3 5	1 0 0.3	1 0 0.0	
1. 都 負 担 金	1 1 3,8 2 7,0 0 0	0	1 1 3,8 2 7,0 0 0	1 1 3,4 8 2,5 4 7	1 1 3,4 8 2,5 4 7	9 9.7	1 0 0.0	
1. 民生費都負担金	1 1 3,2 6 1,0 0 0	0	1 1 3,2 6 1,0 0 0	1 1 2,9 5 7,0 8 5	1 1 2,9 5 7,0 8 5	9 9.7	1 0 0.0	
2. 都 補 助 金	3 9 1,3 1 9,0 0 0	0	3 9 1,3 1 9,0 0 0	3 9 0,7 8 9,5 3 7	3 9 0,7 8 9,5 3 7	9 9.9	1 0 0.0	
2. 民生費都補助金	1 4 8,6 7 8,0 0 0	0	1 4 8,6 7 8,0 0 0	1 4 8,3 7 8,6 7 2	1 4 8,3 7 8,6 7 2	9 9.8	1 0 0.0	
3. 委 託 金	9 1,1 6 9,0 0 0	0	9 1,1 6 9,0 0 0	9 3,9 6 7,8 5 1	9 3,9 6 7,8 5 1	1 0 3.1	1 0 0.0	
1. 総 務 費 委 託 金	7 0,3 1 6,0 0 0	0	7 0,3 1 6,0 0 0	7 1,3 5 5,3 1 9	7 1,3 5 5,3 1 9	1 0 1.5	1 0 0.0	
2. 民 生 費 委 託 金	5,1 4 3,0 0 0	0	5,1 4 3,0 0 0	6,2 2 3,5 2 9	6,2 2 3,5 2 9	1 2 1.0	1 0 0.0	
15. 諸 収 入	7 5 6,5 3 1,0 0 0	0	7 5 6,5 3 1,0 0 0	7 3 4,2 9 3,8 3 0	7 3 4,2 9 3,8 3 0	9 7.1	1 0 0.0	
3. 貸 付 金 元 利 収 入	2 8,0 0 0,0 0 0	0	2 8,0 0 0,0 0 0	2 8,0 0 0,0 0 0	2 8,0 0 0,0 0 0	1 0 0.0	1 0 0.0	
1. シルバー人材センター高令者事業 団運営費一時貸付金元金収入	3,0 0 0,0 0 0	0	3,0 0 0,0 0 0	3,0 0 0,0 0 0	3,0 0 0,0 0 0	1 0 0.0	1 0 0.0	
5. 雑 入	5 4 5,0 1 6,0 0 0	0	5 4 5,0 1 6,0 0 0	5 2 1,0 1 2,2 7 4	5 2 1,0 1 2,2 7 4	9 5.6	1 0 0.0	
1. 雑 入	5 4 5,0 1 6,0 0 0	0	5 4 5,0 1 6,0 0 0	5 2 1,0 1 2,2 7 4	5 2 1,0 1 2,2 7 4	9 5.6	1 0 0.0	

歳出

単位 (円)

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額	繰 越 明 許 費	不 用 額	執行率 %	備 考
	予 算 額	繰越事業繰越額	計					
3. 民 生 費	2,248,065,000	0	2,248,065,000	2,206,135,403	0	41,929,597	98.1	
1. 社 会 福 祉 費	1,019,536,000	0	1,019,536,000	983,357,034	0	36,178,966	96.5	
1. 社会福祉総務費	156,864,000	0	156,864,000	155,608,137	0	1,255,863	99.2	
2. 身体障害者福祉費	49,667,000	0	49,667,000	49,351,778	0	315,222	99.4	
3. 精神薄弱者福祉費	7,069,000	0	7,069,000	6,881,548	0	187,452	97.3	
4. 老人福祉費	122,782,000	0	122,782,000	120,535,698	0	2,246,302	98.2	
5. 老人医療費	102,840,000	0	102,840,000	102,474,641	0	365,359	99.6	
7. 福祉会館管理費	31,855,000	0	31,855,000	30,370,681	0	1,484,319	95.3	
2. 児 童 福 祉 費	723,561,000	0	723,561,000	718,582,502	0	4,978,498	99.3	
1. 児童福祉総務費	122,306,000	0	122,306,000	121,626,195	0	679,805	99.4	
2. 児童措置費	474,736,000	0	474,736,000	472,533,874	0	2,202,126	99.5	
3. 児童福祉施設費	126,519,000	0	126,519,000	124,422,433	0	2,096,567	98.3	
4. 災 害 補 助 費	155,000	0	155,000	80,000	0	75,000	51.6	
1. 災害救助費	155,000	0	155,000	80,000	0	75,000	51.6	

福生発第 2216 号

昭和57年12月15日

昭和57年度

第 5 回

財政援助団体等監査報告書

福生市監査委員 山下 久 吉

副委員長 眞井 喜代次

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第111条第6項の規定により財政援助団体等の監査を行つた結果、同法第111条第4項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

福 生 市 監 査 委 員

昭和57年12月22日

廻平7.5味印

回、6 葉

書告辨査課善本西明難迎相

員委査監市土部

写

福監発第 2216 号

昭和57年12月15日

福生市長

田 村 匡 雄

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市教育委員会委員長

来 住 野 元 一

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第6項の規定により財政援助団体等の監査を行つたので、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

主 管 課	団 体
庶務職員課	福生市職員共済組合
税 務 課	南町納税貯蓄組合外 3 1 組合
同 上	福生市納税貯蓄組合連合会
経 済 課	福生市商工会
厚生 課	福生市南福寿会外 2 0 団体
同 上	福生市福寿会連合会
社会教育課	日本ボーイスカウト福生第 1 団外 4 団体

(2) 監査の範囲

昭和 5 6 年度に交付された補助金等。

(3) 監査の方針

今回の監査は、財政援助団体（以下「団体」）に交付した補助金について、主管課がその目的達成のため指導、監督、助言が適切であるかどうか、援助が目的に従い執行されているかどうかを主眼とし実施した。

2 監査の結果

主管課から提出された補助金等関係書類を監査したところ、

補助目的に従い適正に執行されていると認められた。しかし、一部には団体に対する指導等が不足し、或は、検討を要する事項が見受けられた。

福 生 市 職 員 共 済 組 合

福生市職員共済組合に関する条例にもとづいて組織された団体で主として共済給付等の福利厚生事業を実施し、組合員は、市長以下全職員が加入し理事会、評議員会がおかれている。

補助金は、事業補助、職員駐車場借上料の一部補助など3種に区分され当年度は11,277千円が交付されている。

要望事項

決算のうち歳入は、組合費が34.3%、市補助金が48.0%、その他は駐車場借上料一部補助と繰越金である。

歳出は、福利事業がほとんどを占め給付、助成及び各種の見舞金等に支出されている。組合の発足当時と比べ職員数や予算規模など隔世の感があつてその充実ぶりを喜ぶものであるが執行した事業のなかに、効果又は、内容について若干疑問を感じたので次に概要を述べ改善を要望する。

保養施設として山の家、海の家賃貸契約を結び組合員等の利用を図っているが、利用状況は、662人で1人当たり約5千円（食費は別）である。施設は主に民宿で契約期間は、夏期のみ、

春から秋までのものなどであるが利用者数が少ないため割高になっている。

次に毎年実施している親睦を兼ねた職員旅行についても参加率35.1%と低く、さらに業務の都合で4班に分れるので、意義も半減すると思う。

本来市が行うべき職員の福利厚生事業を共済組合が代行しているので、他の団体に対する補助金と同一視はできないが、保養施設の契約或は、職員旅行などは再考の時機ではないのか、補助金の縮少も併せ検討されたい。

南 町 納 税 貯 蓄 組 合 外 3 1 組 合

納税貯蓄組合法により設立された団体で、個人又は法人が一定の地域等を単位で組織し、市税の納期内完納を奨励し、その他税収を図る事務を行うことを目的としている。現在、32組合に納税奨励金交付要綱にもとづき813千円を交付している。補助率は、市税収納率と組合数から算出し、対象となる税目は、個人市民税等4税目である。

是正改善事項

- (1) ある業種組合は、2年以上引き続いて収納率が90.0%未満であるのに奨励金を交付していた。これは要綱の規定からすると適切ではなかつた。